



許 可 書

栗環セ許可第7号
平成30年3月28日

住 所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏 名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

栗東市長 野村 昌 弘



平成30年2月20日に申請のあった許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付け許可します。

営業所の所在及び名称	滋賀県栗東市手原四丁目2番28号 宝文堂ビル305 安田産業株式会社 栗東営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系） ○可燃ごみ ○資源ごみ ※（し尿・浄化槽汚泥・動物の死体・焼却灰・河川水路の汚泥・浚渫土を除く）
収集運搬及び処分の別	収集及び運搬
営業の区域	栗東市全域
処 理 料 金	栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に規定する金額
営業許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
許 可 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 ② 搬入する一般廃棄物は栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき分別を徹底し、搬入に際しては市職員の指示に従うこと。 ③ 収集塵芥量は、収集時に明確になるよう措置し塵芥収集依頼者に疑義が生じないよう努めること。 ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定める事項の実績を毎月10日までに前月分の実績を市長に報告すること。 ⑤ 処理手数料の納入期限は毎月末日とし納入期限を遵守すること。 ⑥ 収集運搬車の運転席ドア部と後尾に許可番号を表示する表示板（ドア部 20cm×30cm 後尾 30cm×30cm）を設置すること。 ⑦ 上記各事項について、正当な理由がなく不履行があった場合は市塵芥処理施設の搬入を禁止するかもしくは許可を取り消すものとする。

事業系一般廃棄物収集運搬許可に関する一般的な注意事項について

1. 収集および搬入対象について

栗東市内の収集・運搬許可を受けた一般廃棄物のみが対象です。市外の一般廃棄物および産業廃棄物の搬入はできません。

2. 搬入カードの保守について

搬入時の計量についてはコンピュータにより集計するため、交付済みの計量カードを使用すると共に、適正な保管に努めること。なお、許可期間が満了し、更新しないこととなった場合は、その満了期間をもって搬入カードを栗東市環境センターまで返却すること。

3. 計量方法

搬入時の計量は必ず交付している計量カードを使用し、入場時と退場時の2回計量すること。

4. 収集車には、「栗東市一般廃棄物処理業許可申請手引き」の別紙 20 様式の表示板を必ず表示すること。

5. 搬入時および搬入時間

搬入日は月曜日から金曜日とする。また休日、指定する祝祭日および年末年始は休場とする。搬入時間は午前8時30分から午後5時までとする。昼休みは搬入できません。

6. 場内遵守事項

- ①ごみ投入後は必ず投入ステージの清掃を実施して清掃を実施して退場すること。
- ②場内は禁煙です。
- ③場内は徐行（時速 10Km）を厳守すること。

7. その他

- ①許可書を汚損または紛失した場合は速やかに再交付申請をすること。
- ②申請車両の車検および自動車損害賠償責任保険が満期になった時は更新し、その写しを提出すること。
- ③代車の使用については事前に協議の上、書面で報告すること。
- ④住所変更、役員変更等あった場合は変更届出書を提出すること。
- ⑤顧客について、市の分別方法等について協力をお願いすること。
- ⑥1カ月の実施報告については、収集事業所一覧と併せて翌月の10日までに提出すること。（可能な限り早期に月初めの報告にご協力ください）

8. 収集運搬業務従事時の注意点について

- ①収集運搬業務に際し、市内道路を通行する際は、近隣環境の保全のため、必ず後部シャッターを閉じておくこと。
- ②環境センターに搬入する一般廃棄物の種類は「可燃ごみ」と「資源ごみ」とする。搬入に際しては、可燃ごみ・その他プラスチックについては透明・半透明袋を使用すること。これ以外の資源ごみについては、ごみ袋等の使用を禁止する。
- ③可燃ごみに、資源ごみ（古紙古着・その他プラスチック・ペットボトル・金属・ピン）の混入がないよう、分別を徹底すること。
- ④プラスチックごみについては、ごみ発生者（事業所）でリサイクル等の処理に回してください。
- ⑤分別できた「資源ごみ（その他プラスチック・ペットボトル・発泡スチロール、PPバンド）」は少量であれば透明・半透明袋を利用して所定の場所に搬入すること。
- ⑥長尺の紐、テープ類については裁断の上、搬入すること。
- ⑦これらに違反する場合は、搬入停止または許可取り消しを行う場合があります。

※ 林、伊勢落自治区内は塵芥車等の通行ができないため、迂回してください。